7. その他

′. その他 ※素品の音目	88万次小
各委員の意見 おおはまいいん	関係資料
大濱委員】	
しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ こんご しんぎ	
障 がい者制度改革推進会議での今後の審議について	
すいしんかいぎ けんとう せいさくぶんや じゅんばん	
1) 推進会議で検討する政策分野の順番	
そしょうげんこくだん こうせいろうどうしょう きほんごうい おそ へいせい ねん がつ しょうがいしゃじりつしえんほう はいし あら そうごうてき 訴 訟 原 告 団 と 厚 生 労 働 省 との基本合意では、「遅くとも 平 成 25 年 8 月 までに、 障 害 者 自立支援法を廃止し新 たな総 合 的 な	
M M	
祉法 制を実施する」と書かれています。しかし、 新 しい法 案を平 成24年の 通 常 国 会に 提 出 する場合でも、あと2年しか時間が	
りません。	
きほんごうい じりつしえんいりょう かか りようしゃふたん そち とうめん じゅうよう かだい か	
また、基本合意では、「自立支援 医 療 に 係 る利用者負担の措置については、 当 面 の 重 要 な課題とする」と書かれています。	
よって、	
しょうがいふくし きょういく せいどかいかく きぼ おお かんが せいさくぶんや	
障害福祉サービスや教育など、制度改革の規模が大きくなると考えられる政策分野	
じりつしえんいりょう きんきゅう たいおう かだい せいさくぶんや 自立支援 医 療 など、 緊 .急 に 対 応 しなければならない課題がある 政 策 分野	
日立又抜 区 撩 なこ、 案 一志 に 対 心 しなければならない 味趣かのる 以 東 ガザ ゆうせん けんとう かんが	
ら優先して検討しなければならないと考えます。	
せいしんいりょう しょうがいしゃいりょう ぜんぱん ぎろん	
2)「精神医療」だけではなく「障害者医療」全般の議論を	
ぜんかい かいごう ていしゅつ ひがしさんよ さくせいしりょう けんとうこうもく せいしんいりょう あ	
前回の会合で提出された東参与の作成資料では、検討項目の1つとして「精神医療」が挙げられています。	
しょうがいしゃ かん いりょう もんだい せいしんいりょう しかし、 障 害 者 に 関 する 医 療 の 問 題 は、 精 神 医 療 だけではなく、	
しかし、 呼 音 11 に 男 9 3 12 13 10 10 12 13 、 相 14 12 13 にけ とはなく、 なんびょう げんいん ちりょうほうほう ふ じしょうがい さいせいいりょう たいしょうしゃ すく びょうき たい くすり きしょうしっぺいよういやくひん	
難病の原因や治療方法、不治障害の再生医療、対象者の少ない病気に対する薬(希少疾病用医薬品、オーファン・	
かいはつ けんきゅう すす	
ラッグ)の開発などの研究がなかなか進んでいないこと。	
きかんせっかい おこな ほうほう ひしんしゅうてきようあつかんき じゅうどしょうがいしゃ せいかつ しえん しゅほう ふきゅう	
気管切 開を 行 わない方 法(非 侵 襲 的 陽 圧換気、NPPV)で重 度 障 害 者 の生 活を支援する手 法がなかなか 普 及していないこと。	
そんげんし ちゃくしょうまえしんだん もんだい 尊厳死や着 床 前 診 断の問 題。	
学版がで有一体 前 6 間の同 20 。 どもあります。	
よって、	
み フ C 、 せいしんいりょう きょうせいしゅうよう きょうせいかいにゅう もんだい ちいきせいかつしえん すいしん げんてい ひろ しょうがいしゃいりょう ぜんぱん	
精神医療(強制収容や強制介入の問題、地域生活支援の推進など)に限定するのではなく、広く「障害者医療」全般	
けんとう	
ついて検討するべき。	
せいしんいりょう べつ しょうがいしゃいりょう ぜんばん けんとう	
または、「精 神 医 療」とは別に「 障 害 者 医 療」 全 般について 検 討 するべき。	
と考えます。	

おがわいいん 【小川委員】

ちゅうおうしょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかいなら ちほうしょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかい きてい こんご かたとう けんとう ひつよう 1. 中央障害者施策推進協議会並びに地方障害者施策推進協議会の規定については今後のあり方等の検討が必要である。

かつまたいいん

だい1かい すいしんかいぎ すすめかた 「 いそいで」 ごせつめい かたし ぎろん にゅうねん おこない みちすじ 第1回の推進会議の進め方について、『ゆっくりと急いで』というご説明でした。私 はそれを、議論は入 念に行いながらも改革への道筋はかくじっ いしひょうめい うりとりました 確実につけていくという意志表明だったと受け取りました。

だい」かいでう。こうせいいん ほう はつげん 第 1 回の会合で構成員の方からも発言がありましたが、議論しただけで終わらせてはなりません。そのためには、目 標 をさだめ、その目 標 0.00 できるん きぎょう ちゃくじつ すすめて いし じっこうせい けいかく ひっょう こうせいいん でっこうせい ないしょう まくじっ すすめて いし じっこうせい せいかく でっよう きょう ちゃくじつ すすめて いし じっこうせい せいかく でっこうせい はいかく でっこうせい かっこ はいしんかいぎ じゅんび きるん たっこうせい かっこ いし たっこうせい かっこ ないし かっこ ないし かっこ ないし かっこ ないし かっこ ないし たっこうせい でいた ない たっこうせい でいた ないし たっこうせい でいた たっこうせい でいた たっこうせい でんし たっこうせい でいた はいけん こべつ せいちく ほうりつ せいりつ さいけん かくほ じつげん ただきましたが、法律の改正 やっとなっているように 拝見しました。 個別の政策は法律の成立と財源の確保により実現するものでしょう。 それならば、障害者権利条約の批准をひとつの目標として、工程表を作成すべきだとおもいます。

しょう とうじしゃ こうせいいん ほんかいぎ すすめかた こんごぎょうせい おこなうかいぎ もでる けーす きろく ないかくふ たまた、 障 がい当事者を構成員とする本会議における進め方は、今後 行 政 が行う会議のモデルケースとして記録され、内閣府より他のしょうちょう じょうほうていきょう のぞみます 省 庁 へと情 報 提 供 されるよう望みます。

かいぎかいさいじゅんび りゅういてん かいじょしゃ しゅわつうやく こうじゅつひっき かいぎ じっし まにゅある さくせい 会議開催準備における留意点をまとめ、介助者や手話通訳・ロ 述筆記など、インクルーシブな会議の実施のためのマニュアルを作成し しょう とうじしゃ しかきょく たいしてせっきょくてき ようぼう だし じむきょく ようぼう こうせいいん かいじ ていただきたい。障がい当事者のみなさんは、事務局に対して積極的に要望を出していただき、事務局はその要望を構成員に開示していただきたい。事務局には本会議に投入可能なマンパワーと財源についても、開示していただき、構成員が受け身の態度に陥らないように、こうせいいん せきにん じかく 構成員の責任を自覚させてほしい。

【川崎委員】

しょうがいしゃ かんするきほんしさく さべつきんしほう ぎゃくたいぼうしほう ほうせいど かくりつ しさく くわえる おもいます 「障害者に関する基本施策・差別禁止法・虐待防止法」法制度の確立と施策を加えるべきと思います。

きたのいいん 【**北野委員**】

「障害者の権利と支援に関する基本法」の何処を改正すべきか③

- ・都道府県レベルでの、各種差別に関する行政型救済機関及び自治体レベルでの権利擁護支援機関は差別禁止法と虐待防止法で位置づける
- とく とうじしゃかつどう ほんにんかつどう じりつせいかつせん たっかつどう かくしゅせる ふへる ぶくる 一 ぶかつどうとう たい しみんてきりかい かんしん けいはつ とも ひろ・特に当事者活動である本人活動や自立生活センター活動や各種セルフヘルプグループ活動等に対する市民的理解・関心を啓発する共に、広
- こくない こくさいてき けんりようごかつどう えんぱわ 一めんとかつどう ざいせいてきおよ しゃかいてき きばん ていきょう く国内や国際的な権利擁護活動やエンパワーメント活動に財政的及び社会的な基盤を提 供する

きょはらいいん 【清原委員】

りねん 151< ないよう

1. しょうがいしゃ けんりしゅたいせい きほんほう りねん きほんてき かんが かた なか

理念として含まれるべき内容について

(1)基本法の理念や基本的な 考 え方の中には、障 害 者の権利主 体性、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン、ス てっていはいじょ かんが かた ふく かんが

ティグマの徹底排除などの考え方が含まれると考えられる。

げんこうきほんほう しょうがいしゃ そうたいてき じゅどうてき そんざい いち

ぶんげん あらた ひつよう

(2)現 行基本法は、障 害 者を、相対的に受動的な存在と位置づけているかのような文言もあり、改める必要があるように考 える。

じちたい たちば りゅうい けんとう

してん ろんてん

2. じちたいぎょうせい にな ちいき しょうがいしゃふくし きょうどう すす たちば

自治体の立場から 留意 して検討していただきたい視点・論点について しょうがいしゃせいど もくひょう りねん げんじつ

りねん じっせん はか

- (1) 自治体 行 政 を担い、地域で 障 害 者 福祉を 協 働 で 進めている立場からは、 障 害 者 制度のあるべき 目 標 や理念と、現 実と こんなん かん ばあい ほうほう しゅだん かいしょう かいりげんしょう たい
 - の乖離 現 象 に対して、どのような方 法や手 段で 解 消 していくべきか、困 難を感じる場合がある。

きほんてき りねん きょうゆう げんじつ しょばめん じゅうよう

したがって、基本的には理念を 共 有 しつつ、現 実の諸場面でどのように理念の 実 践 を図 っていくかということが 重 要 であり、 かんてん きほんほう こべつほう わくぐ せいり ふかけつ

そうした観点から、基本法と個別法の枠組みの整理が不可欠である。

りねん ちゅうしん

きほんほう ぎろん じっせん むす つ こべつほう ぎろん

ゆうきてき れんけい れんどう きほんほう しめ

理念を 中 心 とした基本法を議論することと、実 践 に結び付く個 別 法を議論することが、有機的に連 携・連 動し、基本法で示 りねん ぐげんか さいだいげんはいりょ ひつよう

す理念の具現化が最大限配慮される必要がある。

いっぱんてき りねん げんじつ かっとう ぐたいてき じれい かんが ちいき まさつ かっとう かいしょう してん ぐたいさく もと

(2)一 般 的にみられる理念と現 実の 葛 藤 がある具体的な事例から 考 え、地域の摩擦や葛 藤 を 解 消 する視点と具体策 が求められ る。

> しみん せいかつ ちいきしゃかい しょうがいしゃもんだい そうろん さんせい かくろん こべつもんだい

たとえば、市民が生 活する地域社 会においては、障 害 者 問 題は、総 論は賛 成するが、各 論・個別問 題となると是々非々と もっと たんてき れい しょうがいしゃしせつせいび かか きんりんじゅうみん はんのう

いう現実に遭遇することは少なくない。 最も端的な例は、障害者施設整備に係る近隣住民の反応である。こうした場合、 しょうがいしゃふくし りかい も じっさい しせつ きんりん せっち う い がた おも しんり そうこく なか ちいきじゅうみんどうし 障害者福祉に理解を持つことと、実際に施設が近隣に設置されることを受け入れ難く思う心理との相克の中で、地域住民同士

りょうこう そうごかんけい ふちょう かな げんじつ すく の良好な相互関係が不調となるという、悲しい現実も少なくない。

たいりつてきこうぞう いちじてき けいか うよきょくせつ なか とき はんたいじゅうみん いってん

ただし、そうしたケースにおいても、対立的構造は一時的なものであり、経過の紆余曲折の中で、ある時の反対住民が一転、 きょうりょく しえんしゃ ばあい にちじょうせいかつ なか なにげ れんたい ささ ごうい けいけん う だ ちいきふうど 強 力 な支援者になる場合もある。日 常 生 活の中での何気ない連 帯、支えあい、合意の経 験を生み出すことや、そうした地域風土 げんじつ ふ けんとう のぞ じょうせい ひじょう じゅうよう つうかん

の 醸 成 が非 常に 重 要 であると痛 感している。こうした、現 実を踏まえた検 討が望まれる。

ごうい けいせい

ほうせいどとう こくみん ぎょうせい じぎょうしゃとう ぎむ

(3)合意の形 成ということについては、法制度等において、国 民、 行 政、事 業 者 等に「義務」や「責務」として、ある価値観か

のこれまでの裁判 ①障害者団体や 事例等に基づく 2)障害者団体(運 市民団体による 動)の欠格条項等との戦いにおける の調査と法律の 皇帯(コーリション) 必要性の明確化 法制等の検討 の影成 ③他の運動団体・ 専門職団体・サービス提供団体 8日本の法体系 ・企業団体及び の形成・獲得 マスメディア 法(案)の作成 との合意と連携 ④自治体レベル ⑤政治(政党)と 権利条約と での差別禁止 行政を巻きこんだ 条例と地域
レベルでの連帯 ADA-DDA# 全体的な社会的機運の確成 エンパワーメント

ひと ひと たいとうてき かんけい じったいてき けいせい きせいてき せいど ひつよう ばあい ら規定するような、規制的な制度は必 要な場合もある。しかしながら、人と人との対 等 的な関 係が実 態 的に形 成されない中で かちかん きてい お う と ないざいてき はいじょいしき ぞうちょう よういん は、そうした価値観の規定はともすると「押しつけ」として受け止められ、内 在 的な排 除意識を 増 長 させる要 因にもなりかねない。

しょう しゃ とくべつ ほごてきたいしょう きょうちょう ばあい へいがい い ほご じりつしえん たいせつ

これは、 障 がい者 を特 別な保護的 対 象 として 強 調 しすぎる場合の 弊 害と言える。保護と自立支援のバランスが大 切である。 かのう かぎ にちじょう ちいきせいかつ なか しょう しゃ ふく じゅうみんどうし たいとう かんけいせい こうちく すいしん

そこで、可能な限り、日 常の地域生活の中での障がい者を含む住 民同士の対等な関係性の構築を推進していくための ふだん と く ひつよう みたかし ばあい しょうがいしゃじりつしえんほう けいき せつりつ しょう しゃちいきじりつしえんきょう

不断の取り組みが必要である。たとえば、三鷹市の場合、障害者自立支援法を契機として設立された「障がい者地域自立支援協 ぎかい じゅうみんしゅたい ちいき と く にちじょうてき かんけいせい かくほ

|議会」や 住 民 主 体の「地域ケアネットワーク」の取り組みなどが、そうした 日 常 的 な関 係 性を確保しつつ、ソーシャルインクル ぐげんか つな

ージョンやノーマライゼーションの具現化に 繋 げることができるのではないかと期待している。

ふき かいぎ すす かた

付記:会議の進め方について

たんきかん いってい ほうしん ひつよう こうせいいん かず おお しょう とうじしゃ こうせいいん てきせつ じょうほうほしょう

〇短期間で一 定の方 針のとりまとめが必 要なこと、構成員の数が多いこと、障 がい当事者の構成員への適切な情報保障が じょうけん たんきかん しゅうちゅうてき かいぎ かいさい かい かいぎ じかんていど よてい

必要なこと、などの条件から、短期間に集中的な会議の開催と1回あたりの会議が4時間程度の予定ということです。この ばあい こうせいいんかくい しゅうちゅうりょく じぞく しんばい ひとり はつげんじかん みじか かのうせい たか

場合、構成員各位の集 中 力の持続が心配され、一人あたりの発言時間が短くなる可能性も高いということが考えられま とうめん こうせいいんそうご めんしき しんらいかんけい こうちく ぜんたいかい ひつよう おも はや だんかい しょうにんすう みつど

す。そこで、当面は、構成員相互の面識や信頼関係の構築のため全体会は必要と思いますが、早い段階で、少人数の密度 たか ぎろん きかい つく ないよう ぜんたいかい きょうゆう ろんてん せいり きょうぎ ふか かいぎうんえい くふう けんとう の高い議論の機会を作り、その内容を全体会で共有し、論点を整理し協議を深めていくといった会議運営の工夫もご検討く ださい。

【佐藤委員】

ぜんたい ろんてんこうもく

1 全体の論点項目にさらに追加を

がつ にち だいいっかいすいしんかいぎ だい ひがしさんよさくせいしりょう

- 1月12日の第 1 回推進会議での「たたき台」(東参与作成資料)は せいり おも つぎ しょてん じゅうよう おも
- よく 整 理されていると 思 いますが、さらに 次 の 諸 点 も 重 要 と 思 います。

しょうがいじふくし しょう しゃそうごうふくしほう ふく ばあい じどうふくしほう もど ばあい かだい ひと かか

障 害 児福祉(「障がい者総合福祉法」に含める場合でも児童福祉法に戻す場合でも課題の一つに掲げる (1) ほう おも

方 がよいと 思 います。) しょうがいしゃじったいちょうさ

きほんほう かいせいこうもく ついか

(2) 障害者実態調査

(2)~(4)を基本法の改正項目に追加する

こくさいきょうりょく (3) 国際協力

せいさく けいかくさくてい とうじしゃさんか

政 策・計 画 策 定への当事者参加

たきほんほうぜんぱん

2 (9) その他基本法全般

みなお さい つぎ いけん さんしょう

見直しに際して次の意見を参照してほしい。

しょうがいしゃきほんほう ばっぽんかいせい 障 害 者 基本 法の 抜 本 改 正 について

せいさくちょうさいいんかいけんとうそあん (2010.01.20 きょうされん 政 策 調 査 委 員 会 検 討 素 案)

ばっぽんかいせい あ きほんしてん く抜 本 改 正 に当たっての基本視点>

しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん しゃ い げんこう しょうがいしゃきほんほう ぜんめんはいし あら しょうがい ひと ・障 害 者 権 利 条 約 の 批 准 を視野に入れ、現 行 の 障 害 者 基 本 法 は 全 面 廃止 し、新 たに、障 害 のある 人 けんり じゆう ていぎ しょうがい ひと じんけん きほんてきじゆう しょうがい ほか もの びょうどう の権利 と自由を定義した、障 害 のある 人 のあらゆる 人 権 と 基 本 的 自由、障 害 のない 他 の 者 との 平 等 のきほんほう さだ 基 本 法 として 定 める。

あら きほんほう しょうがいしゃしさくかんれんほうき た いっぱんほうれい しょうがいかんれんほうき げんそくきてい 新たな基本法は、障害者施策関連法規、その他の一般法令における障害関連法規の原則規定としかんれん めいかく いちづ

て、その関連を明確に位置付ける。

あら きほんほう しょうがい ひと せいかつ ろうどう じょうほう こみゅにけーしょんとう しゃかいせいかつ ・新たな基本 法は、 障 害 のある 人 のあらゆる 生 活 、 労 働 、 情 報 、コミュニケーション等の 社 会 生 活 におけけんり じゆう ほしょう さべつてっぱい じっし すいしん きほんほう さだる権利と自由の保 障 ならびに差別 撤 廃 の実施・推 進 の基本 法として 定 める。

あら きほんほう ふかけつ ようそ く新たな基本法に不可欠な要素>

・ 障 害 についての定義

いがくもでる ちゅうしん しょうがい ていぎ とうきゅうなど はんてい こんぽんてき あらた いこれまでの医学モデルを 中 心 とした 障 害 の定義 ならびに 等 級 等 の 判 定 を 根 本 的 に 改 め、しょうがいしゃけんりじょうやくおよ だぶる えいち おー あい しー えふ しゃかいもでる してん かんきょう そうごさよう 障 害 者 権 利 条 約 及び W H O の I C F の社 会 モデルの視点をもとに、環 境 との相互作用として あら しょうがい ていぎ さだ とらえる新たな 障 害 の定義を定める。

けんり じゆう ていぎ

・権利と自由についての定義

しょうがいしゃけんりじょうやく さだ じんけん きほんてきじゆう しょうがい もの びょうどう きほん・・・ 障 害 者 権 利 条 約 に定められた、あらゆる 人 権 、基 本 的 自由、 障 害 のない 者 との 平 等 について、その基 本がいねん ていぎ 概 念 を定義する。

さべつ ごうりてきはいりょ ていぎ

・差別ならびに合理的配慮についての定義

しょうがいけんりじょうやく のっと しょうがい もと さべつ けいたい さべつ ふく ちょくせつてきさべつ・・ 障 害権利条 約に則り、障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別を含むものとし、直接的差別、かんせつてきさべつ ごうりてきはいりょ けつじょ さべつ ていぎ ごうりてきはいりょ ばめん間接的差別、ならびに、合理的配慮の欠如を差別として定義する。合理的配慮とは、あらゆる場面においてしょうがい もの びょうどう かくほ しょうがい ともな ふじゆう しゃかいてきふり ていぎ障害のない者との平等を確保するために、障害に伴う不自由や社会的不利をおぎなうものとして定義する。 くに ちほうこうきょうだんたい せきむ

・ 国ならびに地方公共団体の責務

くに およ ちほうこうきょうだんたい あら きほんほう さだ けんり じゆう じつげん さべつてっぱい せきむ ゆう ・・国 及 び 地 方 公 共 団 体 が、新 た な基 本 法に定める権利と自由の 実 現 と差別 撤 廃 の責務を有するものとする。

とうじしゃさんかく せいさくけってい しょうがいしゃしさくじっし すいしんたいせい けいかくさくてい

・当事者参 画による政 策 決 定 ならびに 障 害 者施策実施・推 進 体 制と計 画 策定

じっしつてき とうじしゃさんかく ほしょう せいさくけってい しょうがいしゃしさくじっし すいしんたいせい けいかくさくてい

・・実質的な当事者参画を保障した、政策決定ならびに障害者施策実施・推進体制と計画策定につい さだ

て 定 めるものとする。

かんし もにたりんぐ きかん せっち

・監視(モニタリング)機関の設置

さべつ ぎゃくたい よぼう ほご きゅうさい かんし ぎょうせい どくりつ きかん せっち さだ・差別や 虐 待 の予防、保護・ 救 済 ならびに監視のための 行 政 から独立した機関を設置することを定め、 ぐたいてきないようとう さべつきんしほう ぎゃくたいぼうしほう

具体的内容等は、差別禁止法・虐待防止法によるものとする。

しんたにいいん 【新谷委員】

きほんほう ちょうさ とうけい じっし きてい くわえる

しょうがいしゃしさく せいかく かっけいぞくてき じったいちょうさ

4) 基本法には調査・統計の実施についての規定を加えるべきと思います。全ての障害者施策は、正確な且つ継続的な実態調査をきる。けいかくりつあん。 ひつよう しょうがいしゃ ていぎ みなお そうきゅう じっし あらた はんい しょうがいしゃ たいしょう じったい 基礎に計画立案される必要があります。障害者の定義の見直しを早急に実施し、新たな範囲の障害者を対象とした実態 ちょうさ もとづくしさくりつあん しょうちょう ちほうじちたい ぎむ ひつよう かんが

調 査に基づく施策立 案を 省 庁、地方自治体に義務つける必 要があると 考 えます。

せきぐちいいん 【関口委員】

せきぐちいけん けっかくじょうこう さべつりっぽう あら だ

関 口 意 見 : 欠 格 条 項 と差 別 立 法 の洗い出し。

いりょうかんさつほう せいしんほけんふくしほう かいはい ひっす

とりわけ、 医療観察法と精神保健福祉法の改廃は必須である。

っちもといいん 【土 本委員】

いいん

かいぎ

ちてきしょうがいのことをほかの委員にもわかってもらいながら 会議をすすめていくことで ちてきのこんなんもしっていくことにつないいん

がるし、ほかの委員もわかったのかかくにんがひつようです。

かいぎ

いいん

おなじ会議をしている委員としてもおたがいにわかっていけるのじゃないのかとおもいます。

えいごも ききなれないことばでいってもそのいみもわからないままにしない えいごでいゆうのはべんりなところもあるのですが つかっ いいん

ている委員だけがわかってもぜんたいにわからなければ ごうりてきはいりょがしていないとゆうことになるのかとおもいます。

ぎちょうもはいりょしていくべきです。

おたがいのこんなんをしっていくこともひつようです。

わたしにひとつひとつりかいできているかかくにんをしてください。

そうでなければわたしがおいていかれる。

なかにしいいん 【中西委員】

しょう しゃせいどかいかく けんとう あ ろんてん ついかこうもく

1. 「障がい者制度改革の検討に当たっての論点」への追加項目

しょうがいじしえん

・障害児支援

しょうがいじ ふくし しょうがいしゃそうごうふくしほう なか いち しょうがいじ ひつよう いりょう 障 害 児 にかかる福祉 サービスは「障 害 者 総 合 福祉 法」の中に位置づける。障 害 児 に必 要な医療、りょういくなど ちいき ていきょう しせつ せいび じゅうじつ はか

療 育 等 を地 域において 提 供 することができるよう施 設の整備および 充 実 を図る。

なんびょうたいさく

· <u>難 病 対策</u>

なんびょう かん ちょうさけんきゅう なんびょうかんじゃ いりょうひふたん けいげん あら ほうせいど せいび 難 病 に 関 する 調 査 研 究 および 難 病 患 者 の医療費負担の軽減を新たな法制度を整備する。

にほん こくさいこうけん

・ 日本の国際貢献について

なか しょうがい いち

ODAの 中 での 障 害 の位置づけについて

たいへいようしょうがいしゃ ねん

アジア 太 平 洋 障 害 者 の 10 年 について

よさんへんせい せいしょうれい かか きんきゅうかだい けんとう

2. 予算編成・政省令に関わる緊急課題の検討

ちゅうかんほうこくご ぶかい せっち たいおう きんきゅう かだい だい かい かいぎ どうぎ 中 間 報 告 後 の 部 会 の 設 置 では 対 応 ができない 緊 急 の 課 題 について、 第 2 回 の 会 議 において 動 議 をおこない だい かい かいぎ よさんへんせい せいしょうれい かん きんきゅうかだい かんするぶかい せっち がっ 行 い、 第 3 回 の 会 議 において 予 算 編 成 ・ 政 省 令 に 関 する 緊 急 課 題 に関 する 部 会を設 置 し、5 月 ましゅうちゅうとうぎ けつろん さい じりつしえんほう てきようはんい もんだい じりつしえんいりょうでに 集 中 討 議 し 結 論 をだす。その 際 、自 立 支 援 法 のサービス 適 用 範 囲 の 問 題 、自 立 支 援 医 療 や

しゅうにゅうにんてい りようしゃふたん しょうがいていどくぶん もと こっこふたんきじゅん かいごほけん 収 入 認 定 など 利 用 者 負 担 について、 障 害 程 度 区 分 に 基 づく 国 庫負 担 基 準 、介 護 保 険 との

ゆうせんりよう もんだい けんとうかだい いいん じんせん すいしんかいぎ いいん げんてい ぎちょう 優 先 利 用 の 問 題 などを 検 討 課 題とすること。委 員 の 人 選 については 推 進 会 議 の 委 員 に 限 定 せず、議 長いちにん

に 一 任 とする。

ちゅうしょうきょう しんぎかい かんけいせいり

3. 中障協や審議会との関係整理

じむきょく ちゅうしょうきょう しんぎかい ていきてき ほうこく おこな すいしんかいぎ いけん はんえい 事務局が中 障 協、審議会に定期的な報告を行い、推進会議の意見が反映されていくようにいけんちょうせい

意 見 調 整 をはかっていく。

せいどかいかくすいしんほんぶ かんけい

4. 制度改革推進本部との関係

よさんかんれん せいしょうれい かん けんとう すす しだい ほんぶ かいぎ かいさい ずいじじっし はか \mathbf{P} 算 関 連 \mathbf{P} 政 省 令 に 関 する 検 討 が 進 み 次 第 、本 部 との 会 議 を 開 催 し、その 随 時 実 施 を 図 っていく

たいせい

体制とする。

ながせいいん 【長瀬委員】

しょうがいしゃきほんほう こくさいきょうりょく かん じょうぶん しんせつ ていあん

〇 障 害 者 基本法に国 際 協 カ に関する条 文 の新 設を提 案します。 りゅう

〇理由

ほんすいしんかいぎ おお かだい しょうがいしゃ けんりじょうやく じんけんじょうやく はじ こくさいきょうりょく かん

本 推 進 会議にとって 大 きな課題である、 障 害 者 の権利 条 約 は、人 権 条 約 として 初めて、国 際 協 力 に関する どくりつ じょうぶん ふく だい じょう どうじょうやく ひじゅん ていけつ にほんこくない せいさく こくさい

独立した条文を含んでいます(第32条)。同条約の批准(締結)のためには、日本国内の政策だけでなく、国際きょうりょくぜんぱん とく かいはつえんじょ しょうがいしゃ じんけんほしょう しょうがい もと さべつてっぱい ふかけつ

協 力 全般、特に開発援助において、障害者の人権保障と障害に基づく差別撤廃は不可欠です。

かっきてき しょうがいとうじしゃ さんか せいりつ しょうがいしゃ けんりじょうやく こくさいてき じっし

たいへいようちいき

画期的な障害 当事者の参加により成立した障害 者の権利条約の国際的な実施、とりわけアジア太平洋地域での じっし にほん こくさいきょうりょくぜんぱん とく かいはつえんじょ かんする しょうがいしゃじしん さんかそくしん か

実施のために、日本の 国 際 協 カ 全 般 と 特 に 開 発 援 助 に関する、① 障 害 者 自身の参加 促 進 と、②バリアフリー化とイ か ほうてき こんきょ めいかく ひつよう しょうがいしゃ けんりじょうやく にほん

ンクルーシブ化のために、法 的 な 根 拠 を 明 確 にする 必 要 があります。そのためには、 障 害 者 の権利 条 約 にならって、日本のしょうがいせいさく こんぽん しょうがいしゃきほんほう こくさいきょうりょく かん どくりつ じょうぶん しんせつ さいぜん

障害政策の根本をなす障害者基本法に、国際協力に関する独立した条文を新設することが最善です。

まついいん

7. その他

げんざい きほんほう ふくめ わがくに しょうがいかんれんほう こくさいきょうりょく 権利条約では第32条などで国際協力について規定されているが、現在のところ基本法を含め、わが国の障害関連法には国際協力 げんこう しょうがいしゃき ほんけいかく ねんど こくさいきょうりょく ふくまれて こんきょ きほんほう わがくに きょうどう に関する規定はない。現行の障害者基本計画(2003~2012年度)に「国際協力」が含まれている根拠は、基本法ではなく、わが国が共同 だい 2 じ あ じ あ たいへいようしょうがいしゃ じゅうねん わん 提案国となった「第2次アジア太平洋障害者の十年(2003~2012年)」の政策ガイドラインである「びわこミレニアムフレームワーク(BMF)」 かりに あ じ あたいへいようしょうがいしゃ じゅうねん ねんど しゅうりょう ばあい しょうがいしゃ および「びわこプラスファイブ」などである。したがって、仮にアジア太平洋障害者の十年が2012年度で終了した場合には、障害者 基本計画からは「国際 協 カ」の項目がなくなることもありうる。したがって、権利条 約第32条などで規定されている「国際 協 カ」に 我が国として2013年以降も引き続いて取り組むには、その根拠となる規定を基本法などに盛り込む必要がある。